

スマートウォッチの使用について

(令和6年1月4日～)

豊島区立の温水プールにおいて、利用者の健康増進を図る観点から、健康維持を目的としたスマートウォッチ(手首着用型ウェアラブルデバイス)の使用が可能となります。

つきましては下記項目をお守りいただき、安全にご使用ください。

1. 受付にて「スマートウォッチ使用に関する確認書」へ署名するか、もしくは記入した上でご持参ください。なお、プールをご利用の都度、確認書へ署名が必要となります。
2. 使用できるスマートウォッチは、「手首着用型」の完全防水で非金属性のもので、ヘルスケア機能の備わったものに限りです。
3. ベルト部分を含むスマートウォッチ本体全体を、必ず保護カバーで覆ってください。保護カバーは、クッション性があり金属などの突起物がない不透明なものとしします。
4. ご使用の際にはスマートウォッチ本体や保護カバーを確認しますので、監視員にお声かけください。条件を満たさない端末についてはご使用をお断りさせていただく場合もございます。
5. 使用できる機能はヘルスケア機能のみとし、カメラや通話機能等のその他の機能は使用禁止とします。また、操作およびアプリを使用する場合は、他の利用者の妨げにならないようご注意ください。
6. プール場内にてスマートウォッチを操作する場合は、プールサイドでのみ可能となります。
7. 破損や接触等の事故が起きた場合は、速やかに監視員にお伝えください。
8. ご使用のスマートウォッチの故障・破損・汚損(変色)・紛失・盗難または接触および破損等による他の利用者とのトラブル等については、施設は一切の責任を負いません。
また、接触および破損により施設や他の利用者に損害が生じた場合は、損害を賠償していただく場合がございます。
9. その他監視員の指示に従ってください。

豊島区文化商工部 学習・スポーツ課スポーツ施設グループ 03-4566-2766
豊島区立巣鴨体育館 03-3918-7101
豊島区立雑司が谷体育館 03-3590-1252
豊島区立池袋スポーツセンター 03-5974-7262
豊島区立南長崎スポーツセンター 03-5988-9270